

(様式2)

京丹後市墓地等の経営の許可に関する規則の概要(案)

1 趣旨について

旧要領では、新たな墓地の設置(拡幅含む)・経営は、公益性・永続性確保の観点から「地方公共団体」、「宗教法人」又は「公益法人」のみを許可対象としている。

このような中、古くからある集落墓地は山腹等高所にあることが多く、近年、高齢化の進行等による維持管理の困難さから墓地の移転・新設等の需要が高まっているが、現行許可対象の経営者が確保できないという理由により、集落における墓地存続のため地区自らが経営者となり、墓地を新設・拡幅したいとの相談が増えている。

こうした状況を踏まえ、地方自治法第260条の2第1項に基づく「認可地縁団体」を墓地経営の許可対象として加え、新たに「規則」を制定するもの。

2 経営者の基準

墓地又は納骨堂を経営しようとする者は、前条に規定する公益性及び永続性確保の観点から、地方公共団体でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、市長が適当と認める時は、経営の許可をすることができる。

- (1)「宗教法人」
- (2)「公益社団法人」又は「公益財団法人」
- (3)「認可地縁団体」(既存の墓地又は納骨堂を利用することが困難であると認められる場合は、墓地経営を許可することができる。)

3 許可の基準

- (1)永続的に管理されることが見込まれること。
- (2)経営が営利を目的としたものでないこと。
- (3)敷地、建築物が要件に該当すること。
 - ア 当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有し、かつ抵当権等が設定されていないこと。
 - イ 当該墓地等以外の敷地と筆界により区画されていること。
 - ウ 実測した面積と登記簿に記載された面積が一致していること。
- (4)設置場所が別表第1に定める基準に適合し、かつ、構造設備が別表第2に定める基準に適合していること。

4 事前協議

経営の許可等の申請に係る相談があったときは、墓地等の経営の許可等に係る事務の円滑化及び効率化を図るため、事前協議手続に応じるものとする。

5 許可の申請

法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

6 変更の許可の申請

法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書（様式第2号）に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

7 廃止の許可の申請

法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書（様式第3号）に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

8 許可申請内容の照会

市長は、第6条から第8条までの規定による申請があった場合は、必要に応じて、京都府丹後土木事務所の長及び市の関係部署又は、当該近隣市町に意見照会を行う。

9 施行期日について

平成27年 4月 1日から施行します。

パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。